

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度敷戸橋（下り）外8橋の橋梁点検
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷川 征嗣 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和 7年 5月13日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）代表取締役社長 古宮 洋二
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥10,423,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和7年度敷戸橋（下り）外8橋の橋梁点検
2. 業 務 場 所 : 大分県大分市大字旦野原地先 外8箇所
3. 契約の相手方 : 九州旅客鉄道株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
本件は、橋梁の老朽化等による損傷や変状を早期に発見することで橋梁の破損による事故を未然に防ぐことと、国道10号及び国道210号の安全な通行を確保するための基礎資料とするものである。
 - 2) 当該業務の内容
本点検は、国道10号の敷戸橋（下り）外1橋と国道210号の池ノ原橋外6橋における近接目視及び打音検査による異常箇所の検出をおこなう橋梁点検であり、JR線路に架かる跨線橋の点検を行う際には、足場軌陸車・線路閉鎖工事（橋梁点検時に臨時列車等が通行しないように調整する）が必要である。
 - 3) 随意契約に付する理由
本点検の実施にあたっては、JR管理区域内において軌道上での点検が必要となるため、鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。
このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの点検が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。
以上のことから、本業務を的確で円滑に履行するためには、軌道を所管し責任を有する当該軌道及び列車管理者の九州旅客鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断する。
このため本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号により九州旅客鉄道株式会社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
道路管理第二課長